

大東監第173号
平成28年1月21日

請求人 様

大東市監査委員 乗本良一

住民監査請求書の補正について（通知）

標記について、平成28年1月14日にあなたから住民監査請求書の提出がありましたが、現在の内容では監査を開始することができません。

つきましては平成28年2月1日までに、下記により補正を行って頂きますよう、通知いたします。

記

1 形式的事項について

- ①請求された日付「平成28年1月14日」を記載して下さい。
- ②住所を記載して下さい。
- ③職業を記載して下さい。
- ④氏名は自署し、押印して下さい。

2 対象年度の明確化について

今回あなたが住民監査請求の対象とされている年度は、添付されている「維新の会届出内容」及び「自由民主党 大東維新の会報告書」からは平成25年度分であると考えられますが、他方請求書本文には「25年～26年度」と26年度の記載もあることから本件請求の対象とされている年度が明確ではありません。今回の住民監査請求の対象とされている年度を明確に示して下さい。

尚対象が平成25年度分である場合は、市が平成25年度分の政務活動費の支出内容を適正なものとして確定した日が平成26年5月30日であったことから、平成28年1月14日に行われた本件請求は行為が終わった日から1年以上が経過しており、地方

自治法第242条第2項の規定により監査を実施することができませんので、ご留意下さい。

平成26年度分を対象とされている場合は、以下の3～6についても、補正を行って下さい。

<参考>

地方自治法

第242条2項（住民監査請求）

「前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りではない。」

尚、一般に「正当な理由」とは、これらの行為が秘密裡に行われた場合や天災地変等による交通遮断等があった場合を指すと解釈されており、今回はこのような事由は該当しません。

3 対象とする財務会計行為の特定

平成26年度分を請求の対象とされる場合は、新たに平成26年度分の政務活動費の支出について、どの部分に違法・不当があるのかを事実を証する書類を添付して具体的に示して下さい。

4 違法性、不当性の指摘

領収書に印紙が貼付されていないことや印紙に割印がないこと、その後に補正が行われた趣旨を記載されるなど、領収書についての疑義を主張されていますが、例えば支出内容の信ぴょう性に大きな疑義が生じていることが判るような領収書の写しを添付されるなどして、明確に違法性・不当性の根拠を示して下さい。

5 財産上の損害の明確化

住民監査請求は、主として職員等の違法または不当な財務会計上の行為によって、市に生じた財産上の損害を補てんさせることを目的としています。

市にどのような財産上の損害が生じているのか、損害額を示すなどして明らかにして下さい。

6 職員等の措置内容の明確化

市に財産上の損害を与えた者は誰なのか、またそれらの者に対してどのような措置を求めるのか、請求する措置の内容を明確に示して下さい。

最後に、あなたがこの補正に要した日数は、法定の監査期間である60日から除かれますので、ご了承下さい。

【補正文書の提出先】

〒574-8555

大東市谷川1-1-1

大東市監査委員事務局（西別館4階）

（担当） 担当者名

電話 072-870-0765 直通